

令和七年第二十二回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年十二月二十三日  
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第二十二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に御報告申し上げます。前回の定例会にてお伝えしましたとおり、十二月十日より膳場美帆さんが新たな教育委員に就任されました。任期は四年間となります。それでは、膳場委員、一言御挨拶をお願いします。

○膳場委員 ただいま御紹介にあずかりました十二月十日付で教育委員となりました膳場美帆と申します。

微力ではございますが、世田谷区の教育のために全力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○知久教育長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、議案四件と事務局からの報告が三件ございます。

それでは、次第の2、議席の指定を行います。委員の皆様の議席は、世田谷区教育委員会会議規則第六条の規定により教育長より指定いたします。一番澁澤委員、二番中村委員、三番坂倉委員、四番膳場委員と指定いたします。座席は今お座りのとおりとしますので、どうぞよろしく願いいたします。

次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第七十三号 世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正す

る規則

○知久教育長 議案第七十三号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第七十三号、世田谷区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本案は、世田谷区教育委員会規則の公布及び告示等の公示の方法を変更するに当たり、本規則を改正する必要があることから御提案するものでございます。

改正の内容について御説明いたします。資料三ページを御覧ください。新旧対照表となっております。まず、第一条として新たに趣旨を追加してございます。次に、第二条ですが、規則等の公布について、これまで区役所の門前掲示場への掲示に加え、新たに区のホームページへの掲載によることを可能とするものでございます。

施行日は、令和八年一月五日からとなります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第七十三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第二 議案第七十四号 幼稚園教育職員の特種勤務手当に関する規則の

一部を改正する規則

○知久教育長 議案第七十四号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由

の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私から、議案第七十四号、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして御説明いたします。

本議案は、幼稚園教育職員の特殊勤務手当につきまして、東京都の関連規則の改正に合わせ、従事時間要件を緩和し、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時の緊急業務の支給区分における一部の支給額を引き上げる改正を行うものでございます。

なお、改正規則の施行日は令和八年一月一日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第七十四号について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。  
次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第七十五号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部  
を改正する規則

○知久教育長 議案第七十五号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私より、議案第七十五号、幼稚園教育職員の

期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして御説明いたします。

本議案は、社会情勢が変化する中、職員の活躍を推進し、人材確保に資するめり張りある給与制度を実現するため、期末手当の欠勤等日数換算から高齢者部分休業及び育児部分休業等を対象外とする旨を定めるものでございます。また、一時差止処分書に關しまして、関連する内閣官房令の改正に伴い、文言及び全体の構成を整理しております。

七ページ、八ページにございます改正前、改正後の資料では、教示文全体に赤字下線がございますが、改正内容といたしましたしましては、処分書を受け取った日を「処分があつたことを知った日」へ改正するなど、主に起算となる日の表記に関する文言整理となっております。

なお、施行日は、一時差止処分書の改正及び経過措置につきましては公布の日、それ以外の部分につきましては令和八年四月一日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第七十五号について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。  
次に、日程第四を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第四 議案第七十六号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を

改正する規則

○知久教育長 議案第七十六号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私より、議案第七十六号、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして御説明いたします。

本議案は、義務教育等教員特別手当につきまして、教育公務員特例法及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、校務類型に応じて支給するこ  
ととされたため、規定整備を行うものでございます。

なお、改正規則の施行日は、令和八年一月一日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第七十六号について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区立梅丘図書館の新館開設日等の概要について、本件に関して、  
野上中央図書館長より説明をお願いします。

○野上中央図書館長 それでは、世田谷区立梅丘図書館の新館開館日等の概要  
について御報告いたします。

1の主旨になります。現在、改築工事により仮事務所で一部業務を行って  
おります梅丘図書館につきまして、今後の開館日などの概要を御報告するもの  
でございます。

2、施設の概要になりますが、まず、(2)建物概要につきまして、改築前は地上二階建てでしたが、新館では地上三階建てとなっております。

次に、(4)主な諸室等につきまして、一階はカフェテラスつきのカフェエリアや創作活動ができるワークショップルーム、二階はウェブ予約可能な閲覧席や中高生世代が居場所として利用できるティーンズエリア、三階は羽根木公園と直接つながるブリッジですとかおはなしのへやといった地域の自然を生かしつつ、交流や学びにもつながる空間づくりにより、これまでになかった特徴的な機能をそろえてございます。

(5)開館時間等につきましては記載のとおりでございますが、③運営体制につきましては、指定管理者制度による運営となります。

続いて、二ページ目を御覧ください。3が開館日等の御案内となります。

(1)開館日時は令和八年二月八日曜日、正午からを予定しております。また、正午の開館に先立ちまして、関係者の方をお招きした内覧会及びオープン式典を実施する予定です。教育委員の皆様にも後ほど御案内を差し上げますので、ぜひ御参加いただければと思っております。

(2)その他になりますが、開館日には、梅まつりの開催に合わせた再利用図書頒布会を実施する予定です。また、開館後の状況に応じまして、資料に記載の様々な開館記念イベントを実施していく予定でございます。

4の周知方法になりますが、「区のおしらせ」やホームページなど記載の方法により行いますが、三ページにはポスターのイメージもおつけしておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、5、今後のスケジュールにつきまして、一月二十六日には現在の仮事務所を閉鎖いたしまして、移転作業を進めた後、二月八日に開館という運びになっております。

簡単ではございますが、御説明は以上になります。よろしくお願いいたします

す。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)各課行事予定について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和八年一月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定としましては、一月十三日に第一回教育委員会定例会、同二十七日に第二回教育委員会定例会が予定されております。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、山本教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十時十四分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時二十四分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は令和八年一月十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第二十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十五分閉会